

公益社団法人世田谷法人会

会報誌「せたがやマガジン」制作、及び印刷業務に係る公募について

公益社団法人世田谷法人会では、会報誌「せたがやマガジン」を発行し、世田谷税務署管内の会員企業や地域の皆様に無料配布しています。

この度、下記の通り、令和7年9月号～令和9年5月号発行分までの計6回（令和7年9月・令和8年1月・5月・9月・令和9年1月・5月）、本誌の制作（取材、編集、校正等）から印刷までの一連の発行業務を請け負っていただける会員会社を公募型プロポーザル方式で募集させていただくこととなりました。

是非ともご応募くださいますようお願い申し上げます。

記

【募集要項】

- 参加資格 公益社団法人世田谷法人会の法人格を有する会員であること
- 製作期間 令和7年9月～令和9年5月号発行分まで
※令和7年9月・令和8年1月・5月・9月・令和9年1月・5月
(計6回/当該月の1日付)
- 発行部数 各号2500部(予定)
- 応募方法 世田谷法人会事務局までお電話(03-3410-1425)、またはメール
(info@setagaya.or.jp)よりお申込みください。
仕様書に基づいて全6回発行分の見積書、及び提案書を期日までにご提出ください。
- 選定方法 理事会で審議の上、決定させていただきます。
- 募集期限 令和7年1月31日(金)まで

【お申込み・お問い合わせ】公益社団法人世田谷法人会事務局

〒154-0023 東京都世田谷区若林1-15-10 世田谷電設会館3階

TEL : 03-3410-1425 FAX : 03-3421-4226 e-mail : info@setagaya.or.jp

1. 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加を希望する方は、次に掲げる要件の全てを満たす方であることを要する。

- (1) 公益社団法人世田谷法人会の法人格を有する正会員、または賛助会員であること。
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (3) 「公益社団法人」という法人格について理解し、本件の主旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。
- (4) 本委託業務と同種の業務を実施した事業を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (5) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 共同提案の場合
 - ア 代表（幹事者）を定めること。
 - イ すべての構成員が、上記 1. (1) ～ (8) の要件を満たすこと。

2. 発行物の詳細

- (1) 名称 世田谷法人会会報誌「せたがやマガジン」
- (2) 製作期間 令和7年9月～令和9年5月号発行分まで
- (3) 発行日 令和7年9月・令和8年1月・5月・9月・令和9年1月・5月
(計6回／当該月の1日付)
- (4) 規格・部数 ・A4判冊子 12頁オールカラー×2,500部
・A4片面クロスワードパズル FAX 応募用紙×1,800部
- (5) 製本 A3中綴じ、または2ツ折り2穴(穴開け加工(5mm×2))
- (6) 紙質 現行(コート73kg)
- (7) その他 仕様については、コスト削減に向けた提案可

3. 委託業務内容

「取材・編集(割付・校正)等の制作業務全般、及び印刷業務」

当会広報委員会の企画決定に基づき、下記を含めて編集作業を行う。編集については企画内容により取材(撮影等)を伴う内容もあるが、その場合の費用は一切当会が負担することはありません。

(取材例：税務署長との新春対談(年1回)／連載「注目の人」(各号)／連載「注目のお店」(各号)／経営セミナー(適宜)／税制セミナー(適宜)／通常総会(年1回)／納税表彰式・税に関する絵はがきコンクール表彰式(年1回)／その他、法人会活動に関わる事業報告(適宜))

※上記企画は一例です。各号ごとの広報委員会にて決定するため、変更となる可能性があります。詳細は発行済みの会報誌をご参照ください。

<http://www.setagaya.or.jp/news.htm>

- (1) 企画・編集期間は、納品日の前々月から前月下旬の校正完了までとする。
- (2) 企画・編集・発行スケジュールは、納品日(発行月前月の25日とする。但し、土日祝日にあたる場合には、その前営業日とする。)、及び校正完了日をもとに原案を作成し、広報委員会で提案する。
- (3) 原則、納品日の前々月に開かれる広報委員会において企画・編集会議を行い、掲載記事の原稿・写真担当等を決めた後、各担当者に対して入稿期日を伝え、担当者から直接、原稿の入稿を受け付ける。

(4) 原稿・写真のうちデジタルデータの入稿は、原則メールやクラウドサービスの利用等インターネットを通じて行う。また、プリント写真やイラスト等現物を伴う資料は入手元より直接引き取りを行う。

(5) 当該号の企画・編集会議を行う広報委員会後にやむを得ず企画内容に変更が生じた場合には、広報委員長に了承を受けた場合に限り、企画内容、及び頁数等を変更することができる。

(6) 校正完了日の5営業日前から校正完了日までを当会の校正期間とする。校正にあたってはデジタルデータを当会の広報委員、及び事務局に提出する。再校が生じた場合には、当会は校正期間内に校正を完了し、広報委員長の責了をもって印刷を行う。

(7) 本件業務で得た情報、コンテンツなどの著作権、知的財産権その他一切の権利はすべて当会に帰属するものとする。

(8) 本件業務で得た機密情報（広報委員とのやりとりで使用する個人情報等）については、当会との間で別途、「秘密保持契約書（NDA）」を締結し厳守する。

4. 納品

(1) 納品日は、校正完了日から5営業日後、原則として毎月25日とし、発行号ごとに広報委員長、または事務局と協議する。

(2) 納品場所は、当会指定の発送業者と事務局（いずれも世田谷区内）それぞれに納品する。なお、納品にかかる発送費は当会が負担することはありません。

5. 契約期間

本契約期間は、本契約締結日から2年間（年間3回の2年分となる計6回）とする。但し、契約満了3か月前までに当会、及びいずれからも書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約期間は自動的に2年間延長するものとし、以降も同様とする。

6. 契約金額

(1) 原則として、本公募で委託が確定した委託先からの見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。

(2) 契約金額は、原則、納品日の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

7. 見積書・提案書類（任意書式）

- (1) 本件業務に係る見積書については、各号あたりの金額を提示のこと。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は、税率 10%で算定のこと。
- (3) 見積額の詳細がわかるよう必ず明細を添付の上、提出のこと。なお、明細は「作業一式」等ひとまとめに計上せず、明細を提示すること。
- (4) 本件業務の公募はプロポーザル方式で行うため、見積書以外に制作イメージが分かる企画・仕様提案書もあわせて添付のこと。
- (5) アートディレクションや素材作成等の追加費用については、初回契約後の初発行分に限り、各号あたりの制作費用とは別に提示可とする。但し、公募時に提示した場合のみ支払うものとする。

8. 受付期間及び提出先

2025 年 1 月 31 日(金) 午後 5 時必着

当会事務局へメール（文書添付）、郵送、または持参

〒154-0023 東京都世田谷区若林 1-15-10 世田谷電設会館 3 階

電話：03-3410-1425

9. 提出にあたっての留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された見積書・付随書類等は返却いたしません。
- (3) 一度提出した見積書の差し替え、及び再提出には応じません。受付期間内であっても同様とします。

以上